

秋草学園秋桜会（校友会）慶弔規程

（目的）

第一条 この規程は、学校法人秋草学園校友会（以下「校友会」という。）の役員、その家族及び準会員に対する慶弔並びに見舞金等に関する事項を定める。

（慶事に関する基準）

第二条 慶事に関する基準は、次の各号のとおりとする。

一 役員本人の結婚 電報などにより祝意を表する。

（弔事に関する基準）

第三条 弔事に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- 一 役員本人 香典 10,000 円又は供花により弔意を表する。
- 二 役員の配偶者、子、父母 香典 5,000 円又は供花より弔意を表する。
- 三 準会員 香典 15,000 円又は供花により弔意を表する。

（見舞金等に関する基準）

第四条 見舞金等に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- 一 役員本人が疾病・事故等により二週間以上の入院もしくは三週間以上の自宅療養の場合
見舞金 10,000 円
- 二 長期療養を要する場合 一号に定める期間を経過した場合は第五条の定める通りにて決定する
- 三 火災、水害、震災等の被災場合
被害の限度を勘案して第五条の定める通りにて決定する。ただし、準会員の場合は、見舞金として 10,000 円又は 10,000 円相当の品

慶事・弔事・見舞金等の規程は、役員本人及び、その家族または準会員及びその家族等の連絡により発生する。

但し、事由発生から半年経過したときには消滅する。

（特例）

第五条 第二条、第三条及び第四条第一号の規程にかかわらず、特に必要があると認めた場合は要職役員と合議の上、会長が別の定めをすることができる。

付 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 6 月 17 日から施行する。

令和 5 年 5 月 21 日から施行する。